

大野市総合教育会議傍聴要項

1 目的

この要項は、大野市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定め、会議の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

2 傍聴の許可

総合教育会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ自己の氏名、住所その他必要な事項を記入し、議長の許可を受けなければならない。

3 傍聴の禁止

次のいずれかに該当する者は、総合教育会議を傍聴することができない。

- ① 酒気を帯びている者
- ② 会議の妨害になると認められる器物等を持っている者
- ③ その他、議長が傍聴を不相当と認めた者

4 傍聴の制限、拒否

議長は、傍聴人席が満席となったとき、その他必要があると認めるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

5 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- ① 飲食又は喫煙をしないこと。
- ② 静かに傍聴し、私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- ③ 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- ④ 携帯電話を使用しないこと。
- ⑤ 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。（議長の許可を得た者を除く。）
- ⑥ そのほか、傍聴人は議長の指示に従わなければならない。

6 傍聴人への資料の配布

傍聴者には、会議次第その他議長が必要と認める資料を配布するものとする。

7 退場命令等

傍聴人がこの要項に違反し議長が退場を命じたとき、又は議長が会議を非公開とすることを宣言したときは、直ちに退場しなければならない。

この要項は、平成28年7月21日から施行する。